

支出命令書(一般)

単件 伝票番号 0000176227-001

年度	5	起票日	5年12月26日
所属	0300515000 総/行/法制課	負担行為済額	542,480円
令達元	0702320000 福/高/地域包括ケア推進課	支出命令済額	542,480円
起票所属	0300515000 総/行/法制課	支出命令未済額	0円
予算区分	0 現年度予算	契約区分	
会計	01 一般会計	契約番号	
款	15 保健福祉費		
項目	15 高齢福祉費		
目	05 高齢福祉総務費		
事業	0501 老人保護措置費		
小事業	00		
節	13 委託料		
説明	00		

金額	兆	億	万	円
50,384	5	4	2	480
控 所得税				円
除				円
内税 消費税等				円
				差引支給額 492,096円

件名等	弁護士委託契約による報酬金等
債権者欄	<p>検査確認日 5年12月15日 支出区分 一般 請求日 5年12月20日 支払方法 口座振替 支払予定日 6年1月15日 受取方法 本人払 債権者 0000049863 住所 福岡市城南区別府5丁目14番2号 氏名 弁護士 森山大輔 金融機関名 [REDACTED] 預金種別 普通預金 口座番号 [REDACTED] 口座名義人 ハンゴンモリヤマタ 1スケ</p>

備考	
----	--



00001762270015055101

5 /一般会

協議書

福岡市（以下「甲」という。）と弁護士森山大輔（以下「乙」という。）とは、甲が乙に訴訟行為を委任していた控訴人 [REDACTED]、被控訴人福岡市間の福岡高等裁判所 [REDACTED] 号面会制限取消請求控訴事件（以下「本件事件」という。）につき、本件事件に係る委託業務が完了したことを相互に確認する。

また、本件事件の報酬金について、令和5年7月6日締結の委託契約書第4条第2項の規定に基づき協議した結果、下記のとおり合意した。

記

甲は、乙に対し、本件事件の報酬金として金490,000円を支払う。

なお、上記報酬金に係る消費税額（消費税法第28条第1項及び第29条の規定により算出したもの）及び地方消費税額（地方税法第72条の82の規定により算出したもの）の合計額（報酬金の額に100分の10を乗じて得た額）は、金49,000円であり、合計支払金額は539,000円である。

令和5年12月15日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市

福岡市長 高島 宗一郎



乙 福岡市城南区別府五丁目14番2号 [REDACTED]

弁護士 森山 大輔 [REDACTED]

福岡高等裁判所 [REDACTED] 号 /
 面会制限取消請求控訴事件
 控訴人 : [REDACTED]
 被控訴人 : 福岡市

標記の事件の訴訟行為については、本市の顧問弁護士である森山大輔弁護士に委任しているところであるが、同事件に係る委託業務が完了したことを確認するとともに、報酬金の支払について別紙2のとおり協議書を取り交わしてよろしいか。

また、協議書を取り交わした後は、委託契約書第4条の規定及び協議書に基づき報酬金及び実費を支出してよろしいか併せて伺うもの。

第1 事案の概要

控訴人は、控訴人の母（以下「控訴人母」という。）と同居し、控訴人母を養護すべき者であったが、警察から控訴人による控訴人母に対する高齢者虐待事案として被控訴人に対して通報があったことから、被控訴人は、控訴人母の養護を養護受託者に委託するとともに、控訴人に対する控訴人母との面会制限を実施した。

控訴人は、控訴人母に対する虐待の事実はない等として、被控訴人に対し、面会制限の取消しを求めて訴えを提起した。

控訴人が第1審の敗訴判決を不服として控訴したもの。

第2 報酬金の算定について

1 経済的利益額について

裁判所は、令和5年10月19日付で、控訴人の控訴を棄却する判決を言い渡し、本市が全面勝訴する結果となった。

本件は、行政処分の正当性を争う内容であることから、弁護士報酬の算定にあたっては、森山法律事務所報酬規程（以下「報酬規程」という。）第15条の「経済的利益が算定不能な場合」を適用し、同条第1項の規定によって、経済的利益の額は800万円とする。

2 報酬金の標準額等について

前記1の経済的利益額を基準として、報酬規程第16条第1項及び第2項の規定に基づき報酬金の額を算定すると、次のようになる。

標準額 980,000円

最高額 1,274,000円 (980,000円×130%)、

最低額 686,000円 (980,000円×70%)、

※ なお、日弁連の旧弁護士報酬基準第17条第1項及び第2項にも同趣旨の規定あり。

3 本件における報酬額の決定について

本件の事案の性質、難易、訴訟活動の内容及びその結果等を総合的に考慮し、森山弁護士と協議した結果、報酬規程第15条第2項の規定及び第16条第3項の規定の準用により、報酬金の額を490,000円（消費税及び地方消費税を含めると539,000円。）とすることで合意に達したものである。

4 参考

弁護士の報酬については、日弁連の「弁護士の報酬に関する規程」に次のとおり定められている。

（弁護士の報酬）

第2条 経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして適切かつ妥当なものでなければならない。

（報酬基準の作成・据え置き）

第3条 弁護士は、弁護士の報酬に関する基準を作成し、事務所に据え置かなければならない。

第3 実費の算定について

実費は、3,480円を支払うこととする。

なお、上記実費の内訳は、森山大輔弁護士から提出を受けた令和5年11月13日付「お見積書及びご説明書」中「実費明細表」に記載のとおりである。

第4 報酬金及び実費の支出について

1 支出金額

※本件の所管局である福祉局から令達の上支出する。

支出総額 542,480円（報酬金 539,000円 + 実費 3,480円）

所得税額 50,384円

差引支給額 492,096円

※所得税額の算定

539,000円 - 49,000円（消費税及び地方消費税の合計額）= 490,000円

490,000円 + 3,480円（実費）= 493,480円

所得税法第205条第1項第1号及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第28条の規定により

493,480円 × 10.21% = 50,384円

2 支出の相手方

福岡市城南区別府五丁目14番2号

弁護士 森山 大輔

以上

委託契約書

福岡市（以下「甲」という。）と弁護士森山大輔（以下「乙」という。）とは、訴訟事件の委託について、次のとおり契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、乙を、控訴人 [REDACTED]、被控訴人福岡市間の福岡高等裁判所 [REDACTED]号面会制限取消請求控訴事件（以下「本件事件」という。）の被控訴人福岡市の訴訟代理人に選任し、本件事件に関する一切の訴訟行為を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（信義則）

第2条 乙は、本件事件の遂行に当たっては、常に甲と連絡を保ち、信義に従い、誠実に処理しなければならない。

2 甲が請求したときは、乙は、直ちに本件交渉の処理状況を報告しなければならない。

（着手金）

第3条 甲は、本件事件を乙に委託することに伴い、乙に対し、着手金として金245,000円を支払う。なお、着手金に係る消費税額（消費税法第28条第1項及び第29条の規定により算定したもの）及び地方消費税額（地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算定したもの）の合計額（着手金の額に100分の10を乗じて得た額）は、金24,500円であり、合計支払金額は金269,500円である。

2 前項の合計支払金額は、この契約締結後乙の適法な支払請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

（報酬金）

第4条 本件事件が終結したときは、甲は、乙に対し報酬金を支払う。

2 前項の報酬金の額は、訴訟の結果、訴訟手続の難易、訴訟に要した期間等を勘案し、甲、乙協議して甲の予算の範囲内で決定する。

（諸費）

第5条 乙が期日呼出その他本件事件の処理のため出張する必要がある場合には、甲は、乙に対し、福岡市職員等旅費支給条例の規定に準じて算出した旅費を支払うものとする。

2 書類作成費、訴訟記録謄写料、訴訟書類の貼用印紙料、保証金、予納金、交通通信費その他本件事件を処理するに必要な費用は、甲の負担とする。

3 前2項の費用については、甲の予算の範囲内で負担するものとする。

(協議)

第6条 この契約に定める事項又はこの契約に定めのない事項で、この契約の履行に当たって疑義を生じたものについては、甲、乙協議して定める。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年7月6日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市

福岡市長 高島宗一郎



乙 福岡市城南区別府五丁目14番2号

弁護士 森山大輔



支出命令書(一般)

単件 伝票番号 0000238287-001

年度	4	起票日	5年 5月 19日
所属	0300515000 総/行/法制課	負担行為済額	15,010円
令達元	0702320000 福/高/地域包括ケア推進課	支出命令済額	15,010円
起票所属	0300515000 総/行/法制課	支出命令未済額	0円
予算区分	0 現年度予算	契約区分	
会計	01 一般会計	契約番号	
款	15 保健福祉費		
項	15 高齢福祉費		
目	05 高齢福祉総務費		
事業	0501 老人保護措置費		
小事業	00		
節	13 委託料		
説明	00		
兆 億 万 円			
金額		¥ 1 5 0 1 0	
控 所得税	1,532円		円
除			円
消費税等	円	差引支給額	13,478円
件名等	弁護士委託契約による実費		
債権者欄	検査確認日 5年 3月 31日 支出区分 一般 請求日 5年 4月 28日 支払方法 口座振替 支払予定日 5年 5月 26日 受取方法 本人払 債権者 0000049863 住 所 福岡市城南区別府5丁目14番2号 氏 名 弁護士 森山大輔 金融機関名 [REDACTED] 預金種別 普通預金 口座番号 [REDACTED] 口座名義人 ベンゴシ モリヤマダ イケ		
備考			



00002382870015045101

福岡地方裁判所 [REDACTED] 号 ([REDACTED] 号含む)
面会制限取消請求事件 (執行停止の申立て事件含む)
原告 (申立人) [REDACTED]
被告 (被申立人) 福岡市

標記事件に係る訴訟行為については、本市の顧問弁護士である森山大輔弁護士に委任しているところ、令和4年度分の実費について、同弁護士から別添「実費明細表」のとおり報告があったため、委託契約書第5条の規定に基づき、支出してよろしいか伺うもの。なお、[REDACTED]号については、裁判所が、本案事件 ([REDACTED]号) の付随事件として取り扱うこととしたため、森山大輔弁護士と協議の上、本案事件の契約内で対応するもの。

○ 第1 実費の算定について

実費は 15,010 円を支払うこととする。

※内訳は別添「実費明細表」のとおり。

第2 実費の支出について

1 支出金額

本件の所管局である福祉局から令達の上支出する。

支出総額 15,010 円 (8,880 円 + 6,130 円)

所得税額 1,532 円

差引支給額 13,478 円

※所得税額の算定

○ 所得税法第205条第1項第1号及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法第28条の規定により

$$15,010 \text{ 円} \times 10.21 \% = 1,532 \text{ 円}$$

2 支出の相手方

福岡市城南区別府五丁目14番2号

弁護士 森山 大輔

以上